

土木工事共通仕様書 第3編 海岸編

第1章 堤防・護岸

第1節 適用

- 1 本章は、海岸工事における海岸土工、地盤改良工、護岸基礎工、護岸工、天端被覆工、波返工、裏法被覆工、水路工、付属物設置工、構造物撤去工、付帯道路工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 海岸土工は第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、地盤改良工は第1編第3章第7節地盤改良工、構造物撤去工は第1編第3章第9節構造物撤去工、仮設工は第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。
- 3 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。
- 4 請負者は、海岸工事の施工に当たっては、特に潮位及び潮流・波浪に対する安全を確認した上で施工しなければならない。
- 5 請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。
- 6 請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
- 7 請負者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局部的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、監督員に確認を求めなければならない。

土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針(案)	(昭和51年12月)
土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針(案)	(平成3年5月)
農林水産省、水産庁、運輸省、建設省 海岸保全施設築造基準	(昭和62年3月)

第3節 護岸基礎工

第1 一般事項

- 1 本節は、護岸基礎工として捨石工、場所打コンクリート工、海岸コンクリートブロック工、笠コンクリート工、法留基礎工、矢板工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2 請負者は、護岸基礎のコンクリート施工に当たっては、原則として水中打込みを行ってはならない。

- 3 請負者は、護岸基礎の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。
- 4 請負者は、護岸基礎の施工に当たっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。
- 5 請負者は、護岸基礎の施工に当たっては、上部構造物との継目から背面土砂の流出を防止するため、水密性を確保するよう施工しなければならない。また、施工に際して遮水シート等を使用する場合は設計図書によるものとする。
- 6 請負者は、護岸基礎の施工に当たっては、裏込め材は締固め機械を用いて施工しなければならない。

第2 材 料

- 1 護岸基礎に使用する捨石の寸法及び質量並びに比重は、設計図書によるものとする。
- 2 護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006(割ぐり石)に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
- 3 護岸基礎に使用する捨石は扁平細長ではなく、堅硬、緻密、耐久的で風化又は凍壊のおそれのないものとする。

第3 捨石工

- 1 請負者は、捨石基礎の施工に当たっては、表面に大きな石を選び施工しなければならない。
- 2 請負者は、施工箇所において波浪及び潮流により捨石基礎に影響がある場合は、施工方法について監督員と協議しなければならない。
- 3 請負者は、施工箇所における海水汚濁防止に努めなければならない。
- 4 請負者は、捨石基礎の施工に当たっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水士又は測深器具をもって捨石の施工状況を確認しながら施工しなければならない。
- 5 請負者は、捨石基礎の施工に当たっては、大小の石で噛み合わせ良く、均し面に緩みがないよう施工しなければならない。
- 6 請負者は、遺方を配置し、貫材、鋼製定規を用いて均し面を平坦に仕上げなければならない。

第4 場所打コンクリート工

- 1 請負者は、場所打コンクリート基礎の施工に当たっては、基礎地盤の締固めを行い平滑に整形しなければならない。
- 2 請負者は、潮待作業で施工する場合は、施工が疎漏にならないよう工程、打込み方法等の施工計画を監督員に提出しなければならない。
- 3 請負者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、水中打込みを行う場合は必ず静水中で行わなければならない。

- 4 請負者は、コンクリート打込みに当たっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。
- 5 請負者は、コンクリート打設後、**第 1 編第 5 章第 3 節第 8 養生**の規定によらなければならない。なお、養生用水に海水を使用してはならない。
- 6 請負者は、場所打コンクリート基礎の目地は、上部構造物の目地と一致するように施工しなければならない。
- 7 請負者は、場所打コンクリート基礎と上部構造物との継手部の施工は鍵型としなければならない。

第 5 海岸コンクリートブロック工

- 1 請負者は、製作に当たっては、型枠が損傷・変形しているものを使用してはならない。
- 2 請負者は、製作に当たっては、はく離材はムラなく塗布し、型枠組立て時には余分なはく離材が型枠内部に残存しないようにしなければならない。
- 3 請負者は、型枠の組立てに当たっては、締付け金具をもって堅固に組立てなければならない。
- 4 請負者は、コンクリートの打込みに当たっては、打継目を設けてはならない。
- 5 請負者は、型枠自重及び製作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで脱型してはならない。
- 6 請負者は、コンクリートの打設後、**第 1 編第 5 章第 3 節第 8 養生**の規定によらなければならない。なお、養生用水に海水を使用してはならない。
- 7 請負者は、コンクリートブロック脱型後の横置き、仮置きは強度がでてから行うものとし、吊り上げの際、急激な衝撃や力がかからないよう取扱わなければならない。
- 8 請負者は、コンクリートブロック製作完了後、制作番号を表示しなければならない。
- 9 請負者は、仮置き場所の不陸を均さなければならない。
- 10 請負者は、コンクリートブロックの運搬に当たっては、部材に損傷や衝撃を与えないように施工しなければならない。またワイヤ等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。
- 11 請負者は、コンクリートブロックの据付けに当たっては、コンクリートブロック相互の接合部において段差が生じないように施工しなければならない。
- 12 請負者は、据付けに当たって、ブロック層における自然空隙に、間詰石の挿入をしてはならない。
- 13 請負者は、据付けに当たって、基礎面とブロックの間又は、ブロックとブロックの間に噛み合せ石等をしてはならない。
- 14 請負者は、コンクリートブロックを海中に一旦仮置きし据付ける場合は、ブロックの接合面に付着している貝、海草等の異物を取り除き施工しなければならない。

第 6 笠コンクリート工

- 1 笠コンクリートの施工については、**第 1 編第 5 章無筋、鉄筋コンクリート**の規定によるものとする。

- 2 請負者は、プレキャスト笠コンクリートの運搬に当たっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。
- 3 プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が食い違わないよう施工しなければならない。

第7 法留基礎工

- 1 法留基礎の施工については、**第1編第3章第4節第3 法留基礎工**の規定によるものとする。
- 2 請負者は、プレキャスト法留基礎の運搬に当たっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。

第8 矢板工

矢板工の施工については、**第1編第3章第3節第4 矢板工**の規定によるものとする。

第4節 護岸工

第1 一般事項

- 1 本節は、護岸工として捨石張り工、石張り・石積み工、海岸コンクリートブロック工、コンクリート被覆工、現場打擁壁工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2 請負者は、護岸の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。
- 3 請負者は、護岸のコンクリート施工に当たっては、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、**第3編第1章第3節第4 場所打コンクリート工**の規定によらなければならない。
- 4 請負者は、コンクリート打込みに当たっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。
- 5 請負者は、表法被覆の基層(裏込め)の施工に当たっては、沈下や吸出しによる空洞の発生を防ぐため、締固め機械等を用いて施工しなければならない。
- 6 請負者は、護岸と基層(裏込め)との間に吸出防止材を敷設するに当たっては、設計図書によるものとし、敷設するに当たっては、護岸ブロックを吊り金具による水平吊りで施工しなければならない。なお、吊り金具による水平吊りができない場合は、施工方法について監督員の承諾を得なければならない。また、敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を確認しなければならない。

第2 材 料

- 1 吸出し防止材として使用する材料は、次に掲げるものとする。
(1)アスファルトマット

(2)合成繊維マット

(3)合成樹脂系マット

(4)帆布

- 2 アスファルトマットの形状寸法、構造、強度、補強材の種類及びアスファルト合材の配合は設計図書によるものとする。
- 3 アスファルトマット吊上げ用ワイヤーロープは、径 6～12mm で脱油処理されたものとし、滑止め金具を取付けるものとする。
- 4 アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書及び図面を作成し、監督員の承諾を得なければならない。
- 5 合成繊維マット及び帆布は、耐腐食性に富むものを使用するものとする。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び縫製部の引張強度は設計図書によるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち監督員の承諾を得なければならない。
- 6 合成樹脂系マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造については、設計図書によるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち監督員の承諾を得なければならない。
- 7 護岸の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書によるものとする。

第3 捨石張り工

捨石張り工の施工については、第1編第3章第5節第5石積(張)工の規定によるものとする。

第4 石張り・石積み工

石張り・石積み工の施工については、第1編第3章第5節第5石積(張)工の規定によるものとする。

第5 海岸コンクリートブロック工

海岸コンクリートブロック工の施工については、第3編第1章第3節第5海岸コンクリートブロック工の規定によるものとする。

第6 コンクリート被覆工

- 1 請負者は、止水板を施工するに当たっては、めくれ、曲げが生じないようまた、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。
- 2 請負者は、スリップバーを施工するに当たっては、スリップバーの機能を損なわないよう施工しなければならない。
- 3 請負者は、コンクリート被覆の施工に当たっては、設計図書に示す位置以外に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、監督員の承諾を得なければならない。
- 4 請負者は、コンクリート被覆に打継目を設ける場合は、法面に対して直角になるように施工しなければならない。

- 5 請負者は、コンクリート被覆が階段式の場合、階段のけあげ部に吊り型枠を用いて、天端までコンクリートを打設しなければならない。
- 6 請負者は、裏込石の施工に当たっては、砕石、割ぐり石又はクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。

第7 現場打擁壁工

- 1 請負者は、堤体が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。
- 2 請負者は、現場打擁壁に、打継目及び目地を施工する場合は、**第3編第1章第4節第6コンクリート被覆工**の規定によらなければならない。
- 3 請負者は、裏込石の施工に当たっては、砕石、割ぐり又はクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。

第5節 天端被覆工

第1 一般事項

- 1 本節は、天端被覆工としてコンクリート被覆工、アスファルト被覆工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2 請負者は、基礎材(路盤)及び天端被覆の施工に当たっては、路床面及び基礎材面(路盤面)に異常を発見した場合は、その処理方法について監督員と協議しなければならない。

第2 コンクリート被覆工

- 1 請負者は、コンクリート被覆を車道として供用する場合は、**第1編第3章第6節第6コンクリート舗装工**の規定によらなければならない。
- 2 請負者は、コンクリート被覆の目地の間隔は、3～5mに1ヶ所とし、1つおきに表法被覆の目地と一致させなければならない。

第3 アスファルト被覆工

請負者は、アスファルト被覆を車道として供用する場合は、**第1編第3章第6節第5アスファルト舗装工**の規定によらなければならない。

第6節 波返工

第1 一般事項

本節は、波返工として波返工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

第2 材 料

波返工の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書によるものとする。

第3 波返工

- 1 請負者は、波返と護岸が一体となるように施工しなければならない。また、波返と堤体(表法被覆)との接続部分は滑らかな曲線となるように施工しなければならない。
- 2 請負者は、止水板を施工するに当たっては、めくれ、曲げが生じないようにまた、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。
- 3 請負者は、スリッバーを施工するに当たっては、スリッバーの機能を損なわないよう施工しなければならない。
- 4 請負者は、コンクリート被覆の施工に当たっては、設計図書に示す位置以外に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、監督員の承諾を得なければならない。
- 5 請負者は、波返と護岸との打継目は法面に対して直角になるように施工しなければならない。

第7節 裏法被覆工

第1 一般事項

- 1 本節は、裏法被覆工として石張り・石積み工、コンクリートブロック工、コンクリート被覆工、アスファルト被覆工、法枠工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2 請負者は、裏法被覆の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。なお、裏法被覆の目地は、表法被覆の目地と一致させなければならない。
- 3 請負者は、コンクリート打込みに当たっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。
- 4 請負者は、裏法被覆の基層(裏込め)の施工に当たっては、沈下や吸出しによる空洞の発生を防ぐため、締固め機械等を用いて施工しなければならない。
- 5 請負者は、基礎材の施工に当たっては、裏法面及び基礎材面に異常を発見した場合は、その処理方法について監督員と協議しなければならない。

第2 石張り・石積み工

石張り・石積み工の施工については、**第1編第3章第5節第5 石積(張)工**の規定によるものとする。

第3 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、**第1編第3章第5節第3 コンクリートブロック工**の規定によるものとする。

第4 コンクリート被覆工

請負者は、コンクリート被覆に打継目を設ける場合は、法面に対して直角になるように施工しなければならない。

第5 アスファルト被覆工

アスファルト被覆工の施工については、第 1 編第 3 章第 6 節第 5 アスファルト舗装工の規定によるものとする。

第 6 法枠工

法枠工の施工については、第 1 編第 3 章第 3 節第 5 法枠工の規定によるものとする。

第 8 節 水路工

第 1 一般事項

本節は、水路工として側溝工、集水柵工、作業土工、堤脚水路工、暗渠工、水路接合部構造物その他これらに類する工種について定めるものとする。

第 2 側溝工

請負者は、側溝及び側溝蓋の据付けに当たっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。

第 3 集水柵工

請負者は、集水柵の据付けに当たっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。

第 4 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第 1 編第 3 章第 3 節第 3 作業土工の規定によるものとする。

第 5 堤脚水路工

請負者は、堤脚水路工を設計図書に基づいて施工するものとするが、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。

第 6 暗渠工

- 1 請負者は、暗渠工の施工に当たっては、管渠の種類と埋設形式(突出型、溝型)の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないよう施工しなければならない。
- 2 請負者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管の施工に当たっては、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。
- 3 請負者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工に当たっては、管渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないように左右均等に層状に締固めなければならない。
- 4 請負者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側又は高い側にソケットを向けなければならない。
- 5 請負者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリート又は固練りモルタルを充てんし、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。

- 6 請負者は、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は取換えなければならない。
- 7 請負者は、コルゲートパイプの布設に当たり下記の事項により施工しなければならない。
 - (1)請負者は、コルゲートパイプの布設に当たっては、砂質土又は砂を基床とする。
 - (2)請負者は、コルゲートパイプの組立てに当たっては、上流側又は高い側のセクションを下流側又は低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、緩んでいるものがあれば締直しを行わなければならない。
 - (3)請負者は、コルゲートパイプの予測しない沈下のおそれがあり、あげごしを行う必要が生じた場合は、布設に先立ち、施工方法について監督員と協議しなければならない。
- 8 請負者は、ダクタイル鋳鉄管の布設について下記の事項により施工しなければならない。
 - (1)請負者は、JIS G 5526(ダクタイル鋳鉄管)及び JIS G 5527(ダクタイル鋳鉄異形管)に適合したダクタイル鋳鉄管を用いなければならない。
 - (2)請負者は、設計図書に明示した場合を除き、伸縮性と可撓性を持つメカニカルタイプで離脱防止を具備したU型又はUF型の継手を用いなければならない。
 - (3)請負者は、継手接合部に受口表示マークの管種を確認し、設計図書と照合しなければならない。
 - (4)請負者は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを確認した上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。
 - (5)請負者は、継手接合に従事する配管工にダクタイル鋳鉄管の配管経験が豊富で、使用する管の材質や継手の特性、構造等を熟知したものを配置しなければならない。
 - (6)請負者は、接合の結果をチェックシートに記録しなければならない。
 - (7)請負者は、鋳鉄管の塗装に当たって使用材料は設計図書に明示したものとし、塗装前に内外面の錆、その他の付着物を除去した後に施工しなければならない。
 - (8)請負者は、現場で切断した管の切断面や塗装面に傷、はがれが生じた場合は、錆やその他の付着物、水分を除去した後に塗装しなければならない。
 - (9)請負者は、現場塗装した箇所が乾燥するまで鋳鉄管を移動させてはならない。

第7 水路接合部構造物

- 1 請負者は、潮待作業で施工する場合は、施工が疎漏にならないよう工程、打込み方法等の施工計画を監督員に提出しなければならない。
- 2 請負者は、コンクリートの打込みは、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、水中打込みを行う場合は必ず静水中で行わなければならない。

- 3 請負者は、コンクリート打込みに当たっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。
- 4 請負者は、コンクリート打設後、設計図書に示す期間、海水の影響を受けないよう仮締切等により保護しなければならない。
- 5 請負者は、止水板を施工するに当たっては、めくれ、曲げが生じないようにまた、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。

第9節 付属物設置工

第1 一般事項

本節は、付属物設置工として銘板工、作業土工、階段工、防止柵工、境界工その他これらに類する工種について定めるものとする。

第2 銘板工

請負者は、銘板及び表示板の施工に当たっては、大きさ、取付位置、記載事項は、設計図書によらなければならない。

第3 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、[第1編第3章第3節第3 作業土工](#)の規定によるものとする。

第4 階段工

請負者は、プレキャスト階段の据付けに当たっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。

第5 防止柵工

防止柵工の施工については、[第1編第3章第3節第10 防止柵工](#)の規定によるものとする。

第6 境界工

- 1 請負者は、境界杭の設置位置については、監督員の指示によらなければならない。また、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に報告しなければならない。
- 2 請負者は、埋設箇所が岩盤等で境界杭の設置が困難な場合は、監督員と協議しなければならない。
- 3 請負者は、杭(鉋)の設置に当たっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「和歌山県」が内側(官地側)になるようにしなければならない。

第10節 付帯道路工

第1 一般事項

本節は、付帯道路工として舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水柵工、縁石工、小型標識工、路側防護柵工、区画線工、境界工、道路付属物工その他これらに類する工種について定めるものとする。

第2 舗装準備工

舗装準備工の施工については、第1編第3章第6節第4舗装準備工の規定によるものとする。

第3 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第1編第3章第6節第5アスファルト舗装工の規定によるものとする。

第4 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、第1編第3章第6節第6コンクリート舗装工の規定によるものとする。

第5 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の施工については、第1編第3章第6節第7薄層カラー舗装工の規定によるものとする。

第6 側溝工

側溝工の施工については、第3編第1章第8節第2側溝工の規定によるものとする。

第7 集水柵工

集水柵工の施工については、第3編第1章第8節第3集水柵工の規定によるものとする。

第8 縁石工

縁石工の施工については、第1編第3章第3節第8縁石工の規定によるものとする。

第9 小型標識工

小型標識工の施工については、第1編第3章第3節第9小型標識工の規定によるものとする。

第10 路側防護柵工

路側防護柵工の施工については、第1編第3章第3節第11路側防護柵工の規定によるものとする。

第11 区画線工

区画線工の施工については、第1編第3章第3節第12区画線工の規定によるものとする。

第 12 境界工

境界工の施工については、第 3 編第 1 章第 9 節第 6 境界工の規定によるものとする。

第 13 道路付属物工

道路付属物工の施工については、第 1 編第 3 章第 3 節第 13 道路付属物工の規定によるものとする。

土木工事共通仕様書 第3編 海岸編

第2章 突堤・人工岬

第1節 適用

- 1 本章は、海岸工事における海岸土工、突堤基礎工、突堤本体工、根固め工、消波工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 海岸土工は、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。
- 3 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。
- 4 請負者は、海岸工事の施工に際し、特に潮位及び潮流・波浪に対する安全を確認した上で施工しなければならない。
- 5 請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。
- 6 請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
- 7 請負者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局部的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、監督員に確認を求めなければならない。

土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針(案)	(昭和51年12月)
土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針(案)	(平成3年5月)
農林水産省、水産庁、運輸省、建設省 海岸保全施設築造基準	(昭和62年3月)

第3節 突堤基礎工

第1 一般事項

- 1 本節は、突堤基礎工として作業土工、捨石工、吸出し防止工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2 請負者は、不陸整正の施工に当たっては、表面を平坦に仕上げなければならない。
- 3 請負者は、突堤基礎の施工に当たっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。

第2 材料

- 1 突堤基礎工に使用する捨石は、第3編第1章第3節第2材料の規定によるものとする。

- 2 吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石は、おおむね 15～25cm のもので、網目より大きな天然石又は割ぐり石を使用するものとする。
- 3 吸出し防止工にアスファルトマット、合成繊維マットを使用する場合は、**第 3 編第 1 章第 4 節第 2 材料**の規定によるものとする。

第 3 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、**第 1 編第 3 章第節 3 第 3 作業土工**の規定によるものとする。

第 4 捨石工

捨石工の施工については、**第 3 編第 1 章第 3 節第 3 捨石工**の規定によるものとする。

第 5 吸出し防止工

- 1 請負者は、粗朶沈床工に当たって、連柴は梢を一方に向け径 15cm を標準とし、緊結は長さ約 60cm 毎に連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線又は、棕侶なわ等にて結束し、この間 2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約 15cm を残すようにしなければならない。
- 2 請負者は、連柴及び敷粗朶を縦横ともそれぞれ梢を海岸に平行と沖合に向けて組立てなければならない。
- 3 請負者は、粗朶沈床の上下部の連柴を上格子組立て完了後、完全に結束しなければならない。
- 4 請負者は、粗朶沈床の設置に当たって、潮流による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。
- 5 請負者は、沈石の施工に当たって、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。
- 6 請負者は、粗朶沈床の設置に当たっては、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層沈設を行ってはならない。
- 7 請負者は、ふとんかごの詰石に当たっては、ふとんかごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。
- 8 請負者は、ふとんかごの連結に当たっては、ふとんかご用鉄線と同一の規格の鉄線で緊結しなければならない。
- 9 請負者は、ふとんかごの開口部を詰石後、かごを形成するものと同一の規格の鉄線をもって緊結しなければならない。
- 10 請負者は、アスファルトマット、合成繊維マットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は 50cm 以上としなければならない。

第4節 突堤本体工

第1 一般事項

- 1 本節は、突堤本体工として捨石工、海岸コンクリートブロック工、既製杭工、詰杭工、矢板工、石枠工、場所打コンクリート工、ケーソン工、セルラー工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2 請負者は、突堤本体のコンクリート施工に当たっては、原則として水中打込みを行ってはならない。
- 3 請負者は、堤体工が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。
- 4 請負者は、堤体工が階段式の場合、階段のけ込み部の型枠は吊り型枠を用いて、天端までコンクリートを打設しなければならない。
- 5 請負者は、中詰について、本体施工後速やかに施工しなければならない。
- 6 請負者は、中詰の施工方法について、ケーソン及びセルラーの各室の中詰量の差が極力生じないように行わなければならない。

第2 捨石工

捨石工の施工については、第3編第1章第3節第3捨石工の規定によるものとする。

第3 海岸コンクリートブロック工

海岸コンクリートブロック工の施工については、第3編第1章第3節第5海岸コンクリートブロック工の規定によるものとする。

第4 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編第3編第4節第4既製杭工の規定によるものとする。

第5 詰杭工

- 1 コンクリート杭の施工については、第1編第3章第4節第4既製杭工の規定によるものとする。
- 2 請負者は、コンクリートパネルの設置については、パネル相互間に中詰石の挿入や転落石のはまり込みがないよう施工しなければならない。
- 3 請負者は、基礎面とブロックの間又はブロック相互の間に、かみ合せ石等をしてはならない。
- 4 請負者は、不陸整正の施工に当たっては、表面を平坦に仕上げなければならない。

第6 矢板工

矢板工の施工については、第1編第3章第3節第4矢板工の規定によるものとする。

第7 石砕工

- 1 請負者は、コンクリート枠の製作に使用する型枠は、所定の形状のものとし、変形、破損等のないもので整備されたものを使用しなければならない。
- 2 請負者は、コンクリート枠製作完了後、製作番号を表示しなければならない。
- 3 コンクリート枠の仮置き場所は、突起等の不陸は均すものとする。
- 4 請負者は、コンクリートパネルの設置については、パネル相互間に中詰石の挿入や転落石のはまり込みがないよう施工しなければならない。
- 5 請負者は、基礎面とブロックの間又はブロック相互の間に、かみ合わせ石等をしてはならない。
- 6 請負者は、不陸整正の施工に当たっては、表面を平坦に仕上げなければならない。

第8 場所打コンクリート工

場所打コンクリート工の施工については、**第3編第1章第3節第4場所打コンクリート工**の規定によるものとする。

第9 ケーソン工

- 1 ケーソンと函台は、絶縁するものとする。
- 2 請負者は、海上コンクリート打設については、打継面が、海水に洗われることのない状態において施工しなければならない。
- 3 請負者は、2 函以上のケーソンを同一函台で製作する場合は、ケーソン相互間に支障が生じないよう配置しなければならない。
- 4 請負者は、フローティングドックの作業面を施工に先立ち水平かつ平坦になるよう調整しなければならない。
- 5 請負者は、ケーソン製作完了後、ケーソン番号、吃水目盛等をケーソンに表示しなければならない。なお、その位置及び内容は、監督員の指示によらなければならない。
- 6 請負者は、ケーソン製作期間中、安全ネットの設置等墜落防止のための措置を講じなければならない。
- 7 請負者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督員に報告し、その処置については監督員の指示によらなければならない。
- 8 請負者は、進水方法及び進水時期について事前に監督員と協議しなければならない。
- 9 請負者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに上蓋あるいは安全ネットもしくは吊り足場を設置し、墜落防止の措置を講じなければならない。
- 10 請負者は、斜路によるケーソン進水を行う場合、進水に先立ち斜路を詳細に調査し、進水作業における事故防止に努めなければならない。なお異常を発見した場合は、直ちに監督員に報告し、その処置については監督員の指示によらなければならない。

- 11 請負者は、製作場及び斜路ジャッキ台でのジャッキアップは、偏心荷重とならないようジャッキを配置し、いずれのジャッキのストロークも同じになるよう調整しなければならない。
- 12 請負者は、ドライドックによるケーソン進水を行う場合、進水に先立ちゲート前面を詳細に調査し、ゲート浮上及び進水作業における事故防止に努めなければならない。
- 13 請負者は、ゲート浮上作業中、ゲート本体の側面及び底面への衝撃、すりへりを与えないようにしなければならない。
- 14 請負者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物及び埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に努めなければならない。
- 15 請負者は、波浪、うねりが大きい場合の、ゲート閉鎖作業は極力避け、戸当たり面の損傷を避けなければならない。
- 16 請負者は、吊り降し進水を行う場合は、使用する吊枠の形状、材質等は、施工に先立ち監督員の承諾を得なければならない。
- 17 ワイヤロープ等吊具の形状寸法については、施工に先立ち監督員に協議しなければならない。
- 18 請負者は、施工に先立ちケーソンに埋込まれた吊金具を点検しなければならない。
- 19 請負者は、フローティングドックによるケーソン進水を行う場合、施工に先立ち、ケーソンの浮上に必要な水深を確保しなければならない。
- 20 請負者は、フローティングドックを一方に片寄らない状態で注水のうえ進水しなければならない。
- 21 ケーソンが自力で浮上するまでは、曳船等で引き出さないものとする。
- 22 請負者は、ケーソン進水完了後は、ケーソンに異常がないことを確認しなければならない。
- 23 請負者は、ケーソン仮置きに先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。
- 24 ケーソン仮置き方法は、設計図書の規定によるものとする。ただし、定めのない場合は、沈設仮置きとするものとする。
- 25 請負者は、ケーソン仮置き場を事前に調査しなければならない。
- 26 請負者は、ケーソン仮置きの方法及び時期は、事前に監督員と協議しなければならない。
- 27 請負者は、ケーソン仮置き及び据付けの際、注水時に各室の水位差は、1m 以内としなければならない。
- 28 請負者は、ケーソン仮置き完了後、ケーソンが所定の位置に異常なく仮置きされたことを確認しなければならない。
- 29 請負者は、ケーソンの仮置き期間中、気象及び海象に十分注意し管理しなければならない。
- 30 請負者は、曳航、回航準備として、ケーソンを浮上する場合の方法、時期を事前に監督員と協議しなければならない。

- 31 請負者は、ケーソン曳航の方法及び時期は、事前に監督員と協議しなければならない。
- 32 請負者は、ケーソンの曳航、回航に先立ち、気象及び海象を十分調査し、曳航、回航に適切な時期を選定しなければならない。なお、避難対策を策定し曳航中、回航中に事故が生じないようにしなければならない。
- 33 請負者は、ケーソンの曳航、回航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他、曳航中、回航中の事故の原因となる箇所のないことを確認しなければならない。
- 34 請負者は、曳航、回航に先立ち監督員に報告しなければならない。
- 35 請負者は、ケーソン曳航におけるケーソンとの連結方法は、施工に先立ち監督員に報告しなければならない。
- 36 請負者は、ケーソン曳航、回航に当たっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止に努めなければならない。
- 37 請負者は、ケーソンの曳航中、回航中は、ケーソンの安定に留意しなければならない。
- 38 請負者は、曳航、回航についてケーソンを対角線方向に引いてはならない。
また、ケーソンを吊上げて曳航する場合には、ケーソンが振れ、回転をしない処置を講ずるものとする。
- 39 請負者は、曳航、回航完了後ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。
- 40 請負者は、ケーソンの艀装及び寄港地、避難場所、回航経路、連絡体制等のケーソン回航の方法及び時期は事前に監督員と協議しなければならない。
- 41 請負者は、回航を行う場合ケーソンの上蓋は、木製及び鋼製としなければならない。また、作業用マンホールを必要数設けて、水密となるよう取付けなければならない。また、ケーソン内の水は排水しなければならない。
- 42 請負者は、回航を行う場合、大回しロープはワイヤロープを使用し二重回しとしなければならない。また、大回しロープの位置は、浮上付近に固定し、隅角部をゴム板又は、木材で保護しなければならない。
- 43 請負者は、回航中、寄港又は避難した場合は、直ちにケーソンの異常の有無を監督員に報告しなければならない。また、目的地に到着時も同様にしなければならない。また、回航計画に定める地点を通過したときは、通過時刻及び異常の有無を同様に報告しなければならない。
- 44 請負者は、回航中、寄港又は避難した場合の仮置き方法については、事前に監督員に報告しなければならない。この場合、引船はケーソンを十分監視することができる位置に配置しなければならない。また出港に際しては、ケーソンの大回しロープの緩み、破損状況、傾斜の状態等を確認し、回航に支障のないよう適切な措置を講じなければならない。
- 45 請負者は、ケーソンの据付け方法及び時期について、事前に監督員と協議しなければならない。
- 46 アスファルトマットを摩擦増大マットとして使用する場合は突合せ目地とするものとする。

47 請負者は、ケーソン据付けに先立ち気象及び海象をあらかじめ調査し、据付けに適切な時期を選定しケーソン据付けをしなければならない。

48 請負者は、海中に仮置きされたケーソンを据付ける場合は、ケーソンの接触面に付着している貝、海草等を据付けに支障がない程度に取り除かなければならない。

49 請負者は、ケーソン据付け完了後は、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。

第10 セルラー工

1 請負者は、セルラー製作完了後は、製作番号を表示しなければならない。

2 セルラー仮置き場所については、突起等の不陸は、均さなければならない。

3 請負者は、海中に仮置きされたセルラーを据付ける場合は、セルラーの接触面に付着している貝、海草等を据付けに支障がない程度に取り除かなければならない。

第5節 根固め工

第1 一般事項

1 本節は、根固め工として作業土工、捨石工、根固めブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2 請負者は、投入に当たっては、濁り防止に十分注意しなければならない。

第2 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、**第1編第3章第3節第3 作業土工**の規定によるものとする。

第3 捨石工

捨石工の施工については、**第3編第1章第3節第3 捨石工**の規定によるものとする。

第4 根固めブロック工

根固めブロック工の施工については、**第3編第1章第3節第5 海岸コンクリートブロック工**の規定によるものとする。

第6節 消波工

第1 一般事項

1 本節は、消波工として捨石工、消波ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2 請負者は、投入に当たっては、濁り防止に十分注意しなければならない。

第2 捨石工

捨石工の施工については、**第3編第1章第3節第3 捨石工**の規定によるものとする。

第3 消波ブロック工

消波ブロック工の施工については、第3編第1章第3節第5 海岸コンクリートブロック工の規定によるものとする。

土木工事共通仕様書 第3編 海岸編

第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)

第1節 適用

- 1 本章は、海岸工事における海域堤基礎工、海域堤本体工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 仮設工は、**第1編第3章第10節仮設工**の規定によるものとする。
- 3 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。
- 4 請負者は、海岸工事の施工に際し、特に潮位及び潮流・波浪に対する安全を確認した上で施工しなければならない。
- 5 請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。
- 6 請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
- 7 請負者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局部的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、監督員に確認を求めなければならない。

土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針(案)	(昭和51年12月)
土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針(案)	(平成3年5月)
農林水産省、水産庁、運輸省、建設省 海岸保全施設築造基準	(昭和62年3月)

第3節 海域堤基礎工

第1 一般事項

- 1 本節は、海域堤基礎工として捨石工、吸出し防止工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2 請負者は、不陸整正の施工に当たっては、表面を平坦に仕上げなければならない。
- 3 請負者は、突堤基礎の施工に当たっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。

第2 材 料

- 1 海域堤基礎工に使用する捨石は、**第3編第1章第3節第2材料**の規定によるものとする。

- 2 吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石はおおむね 15～25cm のもので、網目より大きな天然石又は割ぐり石を使用するものとする。
- 3 吸出し防止工にアスファルトマット、合成繊維マット、合成樹脂系マット、帆布を使用する場合は、**第 3 編第 1 章第 4 節第 2 材料**の規定によるものとする。

第 3 捨石工

捨石工の施工については、**第 3 編第 1 章第 3 節第 3 捨石工**の規定によるものとする。

第 4 吸出し防止工

- 1 請負者は、ふとんかごの詰石に当たっては、ふとんかごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。
- 2 請負者は、ふとんかごの連結に当たっては、ふとんかご用鉄線と同一の規格の鉄線で緊結しなければならない。
- 3 請負者は、ふとんかごの開口部を詰石後、かごを形成するものと同一の規格の鉄線をもって緊結しなければならない。
- 4 請負者は、アスファルトマットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は 50cm 以上としなければならない。

第 4 節 海域堤本体工

第 1 一般事項

- 1 本節は、海域堤本体工として捨石工、海岸コンクリートブロック工、ケーソン工、セルラー工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2 海域堤本体工の施工については、**第 3 編第 2 章第 4 節第 1 一般事項**の規定によるものとする。

第 2 捨石工

捨石工の施工については、**第 3 編第 1 章第 3 節第 3 捨石工**の規定によるものとする。

第 3 海岸コンクリートブロック工

海岸コンクリートブロック工の施工については、**第 3 編第 1 章第 3 節第 5 海岸コンクリートブロック工**の規定によるものとする。

第 4 ケーソン工

ケーソン工の施工については、**第 3 編第 2 章第 4 節第 9 ケーソン工**の規定によるものとする。

第 5 セルラー工

セルラー工の施工については、**第 3 編第 2 章第 4 節第 10 セルラー工**の規定によるものとする。

第 6 場所打コンクリート工

場所打コンクリート工の施工については、第 3 編第 1 章第 3 節第 4 場所打コンクリート工の規定によるものとする。

第4章 浚渫(海)

第1節 適用

- 1 本章は、海岸工事における浚渫工(ポンプ浚渫船)、浚渫工(グラブ船)浚渫土処理工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 仮設工は、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。
- 3 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。
- 4 請負者は、海岸工事の施工に際し、特に潮位及び潮流・波浪に対する安全を確認した上で施工しなければならない。
- 5 請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。

第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)

第1 一般事項

- 1 本節は、浚渫工(ポンプ浚渫船)として浚渫船運転工、作業船及び機械運転工、配土工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2 請負者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。
- 3 請負者は、浚渫工の施工については、施工前に台風等の異常気象に備えて作業船及び作業に使用する機械の避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
- 4 請負者は、浚渫工の施工について、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに監督員に報告するとともに、速やかに取り除かなければならない。
- 5 請負者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。
- 6 請負者は浚渫工の施工において、潮位及び潮流、波浪、風浪等の海象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査しなければならない。
- 7 請負者は、浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の海水汚濁等についての対策を講じなければならない。

第2 浚渫船運転工

- 1 請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、直ちに監督員に報告し、これらの処理について速やかに監督員と協議しなければならない。
- 2 請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。

- 3 請負者は、ポンプ浚渫の施工において、施工中は絶えず潮位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。
- 4 請負者は、ポンプ浚渫の施工について、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、監督員が指示した場合は、平面図にその位置を示さなければならない。
- 5 請負者は、ポンプ浚渫の施工において使用する浚渫船の固定、排送管の布設に、堤防、護岸等に損傷を与えないようにしなければならない。
- 6 請負者は、ポンプ浚渫の浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、余掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、構造物に影響のないように埋戻さなければならない。
- 7 請負者は、ポンプ浚渫の施工において、排送管を水上に設置する場合は、航行する船舶に支障のないようにしなければならない。
- 8 請負者は、浚渫工の排泥において、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤や堤体漏水を生じないように施工しなければならない。
- 9 請負者は、ポンプ浚渫の浚渫数量の確認については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によるものとする。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の確認ができない場合には、排土箇所の実測結果により確認するものとする。この場合、浚渫土砂の沈下が確認された場合には、この沈下量を含むものとする。
- 10 請負者は、ポンプ浚渫の施工において、設計図書に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。
- 11 請負者は、ポンプ浚渫の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督員の出来高確認済の部分を除き、再施工しなければならない。

第3 作業船及び機械運転工

請負者は、浚渫に当たり揚錨船、交通船、警戒船等の作業する場合は、台数、設置位置等を施工計画書に記載しなければならない。

第4 配土工

- 1 請負者は、配土工に当たり浚渫土砂が、排土箇所の場外に流出するのを防止するために必要な処置をしなければならない。
- 2 請負者は、排土箇所の表面に不陸の生じないようにしなければならない。
- 3 請負者は、排送管からの漏水により、堤体に悪影響を与えないよう、又は付近が汚染されないようにしなければならない。

第3節 浚渫工(グラブ船)

第1 一般事項

- 1 本節は、浚渫工(グラブ船)として浚渫船運転工、作業船運転工、配土工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

- 2 請負者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。
- 3 請負者は、浚渫工の施工については、施工前に台風等の異常気象に備えて作業船及び作業に使用する機械の避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
- 4 請負者は、浚渫工の施工について、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに監督員に報告するとともに、速やかに取り除かなければならない。
- 5 請負者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。
- 6 請負者は浚渫工の施工において、潮位及び潮流、波浪、風浪等の海象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査しなければならない。
- 7 請負者は、浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の海水汚濁等についての対策を講じなければならない。

第2 浚渫船運転工

- 1 請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、直ちに監督員に報告し、これらの処理について速やかに監督員と協議しなければならない。
- 2 請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。
- 3 請負者は、グラブ浚渫の施工において、施工中は絶えず潮位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。
- 4 請負者は、グラブ浚渫の施工について、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、監督員が指示した場合は、平面図にその位置を示さなければならない。
- 5 請負者は、グラブ浚渫の施工において使用する浚渫船の固定、排送管の布設に、堤防、護岸等に損傷を与えないようにしなければならない。
- 6 請負者は、グラブ浚渫の浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、余掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、構造物に影響のないように埋戻さなければならない。
- 7 請負者は、浚渫工の排泥において、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤や堤体漏水を生じないように施工しなければならない。
- 8 請負者は、グラブ浚渫の浚渫数量の確認については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によるものとする。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の確認ができない場合には、排土箇所の実測結果により確認するものとする。この場合、浚渫土砂の沈下が確認された場合には、この沈下量を含むものとする。
- 9 請負者は、グラブ浚渫の施工において、設計図書に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。
- 10 請負者は、グラブ浚渫の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督員の出来高確認済の部分を除き、再施工しなければならない。

第3 作業船運転工

請負者は、浚渫に当たり揚錨船、交通船、警戒船等の作業する場合は、台数、設置位置等を施工計画に記載しなければならない。

第4 配土工

- 1 請負者は、配土工に当たり浚渫土砂が、排土箇所の場外に流出するのを防止するために必要な処置をしなければならない。
- 2 請負者は、排土箇所の表面に不陸の生じないようにしなければならない。

第4節 浚渫土処理工

第1 一般事項

本節は、浚渫土処理工として浚渫土処理工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

第2 浚渫土処理工

- 1 請負者は、浚渫土砂を指定した浚渫土砂受入れ地に搬出し、運搬中において漏出等を起こしてはならない。
 - 2 請負者は、浚渫土砂受入れ地に土砂の流出を防止する施設を設けなければならない。また、浚渫土砂受入れ地の状況、排出される土質を考慮し、土砂が流出しない構造とするものとする。
 - 3 請負者は、浚渫土砂受入れ地の計画埋立断面が示された場合において、作業進捗に伴いこれに満たないこと、もしくは、余剰土砂を生ずる見込みが判明した場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。
 - 4 請負者は、浚渫土砂受入れ地の表面を不陸が生じないようにしなければならない。
 - 5 請負者は、浚渫土砂受入れ地の作業区域に標識等を設置しなければならない。
-

第5章 養 浜

第1節 適 用

- 1 本章は、海岸工事における海岸土工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
 - 2 海岸土工は、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。
 - 3 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。
 - 4 請負者は、海岸工事の施工に際し、特に潮位及び潮流・波浪に対する安全を確認した上で施工しなければならない。
 - 5 請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。
 - 6 請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
 - 7 請負者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局部的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。
 - 8 請負者は養浜の数量においては、養浜施工断面の実測結果によらなければならない。
 - 9 請負者は養浜済みの箇所に浸食があった場合は、監督員の出来高確認済みの部分を除き、再施工しなければならない。
-